

市政に対する一般質問

前田繁議長 日程第1、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、7番、小久保博史議員。

〔7番小久保博史議員登壇〕

7番小久保博史議員 皆さんおはようございます。平成9年9月定例議会一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず、地方自治体における規則の役割はというふうに書いてあるのですが、主に服務規定ということに的を絞ってというか、それに主眼を置いてお伺いしてまいりたいと思います。私はこの問題を何度となくやってきましたけれども、一向に成果が見受けられない。これは私が申し上げた名札の問題にしてもそうですし、そういうことなのですが、これは一体どうしたことなのでしょう。服務の問題は、本人の自覚、心構えの問題であるが、それができないから各担当の上司が指導を行ってまいりますという趣旨のご答弁でしたけれども、公務員の方々は入庁時、宣誓書というものを提出しているわけですよね。その中には、条例や規則を守るということも含まれているではありませんか。こんな小さなこと一つできないから、先般問題になったようなことが起きるのではないのでしょうか。規則を守れない人に指導するのは上司の職務でしょうし、その上司ができないのであれば、最高責任者の責任において指導すべきではないのですか。違いますかね。それは違うよと言うのであれば、遠慮なくお申し出ください。組織論で言ってしまうと、部下の責任は上司の責任でもあるのではないですか。役職にある方がきちんと指導できないのであれば、なぜ最高責任者である市長がきちんと指導なさらないのか、私は大変疑問でなりません。それとも、このような規則は大したことはなくて、できても、できなくてもよいものだと、そういう問題だとお考えなのではないでしょうか。もしそうだとしたら、入庁時の宣誓書などはただの形式ということになりますし、規則も守っても守らないでもよいものになってしまいますね。規則規定というものはどの程度のものだとお考えなのか、ぜひ市長にお伺いしておきたいので、よろしくお願いします。あわせて、今までどのようなことをやられてきたのか、お示してください。

次に、教育問題ですが、春日部市内のある小学校で頭ジラミが発生したそうですね。その学校の校長先生が報告したところ、特に気にしないで結構というお答えが教育委員会からあったと。さらに、プールに入っても大丈夫かという問いにも、大丈夫と。ところが、その児童が学校でプールに入っていたら、その担任の教師が「あんた、何入ってんの」と言ったそうで、その児童は「もう学校に行きたくないよ」というそういう事件に発展したそうです。教育委員会ではどのような対処、指導を施したのか、お伺いします。先日の登校拒否児童生徒についてのほかの議員さんの質問に対して、そのご答弁の中で、魅力ある学校づくりが必要であるというお話でしたけれども、議場の方と現場では随分温度差があるように見受けられるのですが、どうなのでしょう。

以上1回目、よろしく申し上げます。

前田 繁議長 答弁を求めます。

三枝市長。

〔三枝安茂市長登壇〕

三枝安茂市長 まず服務でございますけれども、服務については、地方公務員法あるいはまた自治法で明記をされているところでございます「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」、そして服務の宣誓をしているところでございます。それで、今おっしゃるように、春日部市には服務規定の中で名札をつけなさいということがございます。ですから、これはやはり名札をつけるということが一つの服務でございますし、また職務の遂行上必要と、そういうことが認められる限り名札の着用等については職務命令ができる、こういう解釈もあるわけでございますので、私どもは条例あるいは規定に従いまして職員に周知徹底をしているところでございます。ただ、ご指摘いただきましたように、なのに、つけていな職員がいるのではないかと、そういうご指摘を以前いただいたところでございませぬその点については、まことに申しわけなく、各部課長を通じまして全職員に徹底して名札を着用するように指導をいたしておるところでございます。今回またここでご提案をいただいているということでございますけれども、これは恐らく現況でもまだつけていない職員がいると、そういう形の中でご指摘があったのかなというように思っておるところでございます。ただ私も職員一人一人の名札をずっと見ていると、そういう形にもまいいりませぬので、これは直接の上司の職員について常にそういう配慮をするようにと、そういう指導をいたしておるところでございます。現況そういう状況ならば、さらに一層それが徹底を図っていききたいというように考えるところでございます。

また、この点については、もしそういうことを行った職員、いわば服務に違反した職員については、もしそれでさらにそういう状況が続くならばやはり服務違反というような形の中でそれなりの措置をしていかなければならない、そういうこともあり得るというように考えておるところでございますので、もしそういう職員が現況の中でもまだいるようでしたら徹底的にこの点については配慮し、そして注意をしていききたいというように考えています。

前田繁議長 渡辺学校教育担当参事。

〔渡辺研二学校教育担当参事登壇〕

渡辺研二学校教育担当参事 頭ジラミの発生について申し上げます。

頭ジラミにつきましては、昭和 56、7 年ごろだったと思いますが、全国的に問題となつたことはございました。県の教育委員会からも 57 年の 6 月にシラミの予防及び駆除についてという通知が出されました。その中では、学校が学校医、薬剤師の指導、助言を受けて予防及び駆除に努めるよう書かれてあります容につきましては、学校内で児童生徒にシラミの発生を見た場合の予防の指導やあるいは管理の徹底、保護者に対する啓発指導の強化

などがございます。議員さんからの指摘がございましたので、今年度市内の小中学校で頭ジラミが発生したかどうか、ちょっと調べさせていただきました。電話で聴取したわけでございますけれども、小学校4校で10名、中学校1校1名、合計で5校、11名の報告でございます。もちろんこれは学校で把握した数でありますから、これ以上あるだろうということは予想されるところでございます。担任とか保護者により発見されたものがほとんどでございます。また、9月になりまして、その子供たちのその後のことについて電話で聴取したところ、報告がありました11名の子供たちの頭ジラミはその後すべて駆除されていると聞いております。校医さん、あるいは保健所によりまして、頭ジラミは頭髪から頭髪へと直接接触という形で感染すると。したがって、身を寄せ合って遊ぶ年ごろの子供たち、小学校の低学年等に集団発生することもあると。家庭では寝具、シーツですね、あるいはタオルケット、あるいは枕カバー等から感染することが多いということでございます。また、人から離れた頭ジラミは適当な温度と湿度だと72時間くらい生存するもので、タオルあるいは帽子などを介して感染することもあるということを保健所の方から聞いております。プールの水を介して感染することは極めて少ない、あついは例は聞いていないということを保健所の方から聞いております。プールの水は塩素で消毒しておりますから、塩素に弱い頭ジラミは死んでしまうということで、塩素の管理をきちっとしてあれば大丈夫だということです。さらに、頭ジラミが細菌を運んで病気を引き起こすことはない、重大な病気につながることはないということであります。よって、そういう発生した子供については、保護者と連絡を取りながらその駆除に努めなければいけないけれども、それほど神経質になって怖がることはないということでございます。集団発生をした場合には、これは何らかの対策を立てなければならぬだろうと思いますが、市内では集団発生等、教育委員会、いわゆる行政の方が、あるいは学校が、特別に例えば消毒をプールなんかにするとかという、そういう対策については必要はないだろうという保健所の方のお話も伺っております。大量発生したときには、そういう措置が必要になるだろうと。

それから、頭ジラミにつきましては、先ほど冒頭に申し上げましたように、十何年前に大変話題になりまして、養護教諭の方もこの件の処理については大抵知っておりますし、それから保健室の方でとっている専門の雑誌等にも定期的にといいますか、この件については載っかっていると。また、新しい養護教諭につきましても、既に養成する機関でこの件については勉強しているということでございます。それから、プールというふうなことが話題になったわけですが、そういうことで体育主任についてもその対応についてはわかっているというふうに私どもの方は見ております。よって、これはすべて春日部の2万人近い子供たちから一つもなくなったということではありません。ぼつぼつ出ているということでありまして、教育委員会として全体的な対応というよりも個々の対応でいだろうと、そういうふうに認識しております。それから、この処理に絡んで、どういうふうなことがあったか、ちょっと私の方にとらえておりませんが、議員さんのおっしゃるようなことがあったとすれば、これは子供の心を傷つけることになりまので、こ

れは遺憾なことだというふうに考えております。また、魅力ある学校づくりについては、今後とも努力していきたいというふうに考えております。

前田繁議長 7番、小久保博史議員。

〔7番小久保博史議員登壇〕

7番小久保博史議員 職員の服務の方の問題ですけども、私はこう思うのですよ。職員が決まりを守れないのに市民に対して守れというのは随分虫がいい話なのではないかなと。例えば、何か書類を出すときに不備があると受理しないというのは、これは規程とかそこら辺の範疇なのではないですかね。部下ができないというのは上司に問題があると言われてもおかしくはないのではないかなと思いますし、その最高責任者の市長の能力を疑われてしまうのではないかなと思って、それが心配で私はご質問差し上げているのですよ。「将とは知、信、仁、優、厳なり」という孫子の言葉があります。常に識能を磨き、冷静沈着にして明敏、決断力にすぐれている。これはリーダーに当然として求められることですけども、何よりも厳しさも必要である。それが厳です。全員の前でどなりつけるとかそういうことではなくて、厳しいと激しい、これは大違いですから。そして、上司が部下にとってそれに見合うものであれば、たとえ厳しくても部下はそれにこたえ、ついてくる。私はそういうふうに理解しています。ところが、現状を見る限りだと、そうした時として厳しい目を見せることがないのか、それとも部下にとって見合う上司ではないのか、どちらかになるのではないのかな。前者であればすぐにでもそうした指導をすべきでしょうし、後者であれば少々考えなくてはならないのかなと思います。リーダーというものは部下を感化させることができなくてはならないはずですし、それができるのは、自分自身もやるべきことはして、信頼と人間味があればこそでき得るものなのではないのかなと。この2年、私は名札の問題、これはさんざん申し上げてきましたけれども、先ほど職務に必要な場合がある場合は云々というようなお話でしたが、確かに今この議会中は名札をつけている方がふえております。ところが、議会が始まる前、私見ますとつけていない方多いですね。カウンターの受付業務で名札をしない。これは職務上必要なことなのですか。この2年全く変わらないというのは上司側にも問題があるように思われるのですが、いかがですか。

次の教育問題ですが、私はプールと言いましたが、プールの水でという話はしていません。そんなものは当然承知の上です。プールで感染すると私が申し上げたのは、学説的には更衣室やロッカーで伝染すると。先ほど部長のお話の中にもありましたが、タオルを媒介してとかそのようなことをおっしゃっていましたが、子供たちがプールに入るときにどこで着替えるか。それは教室ですよ。ということは、教室が媒介の場になる。そのように考えるのが普通なのではないですか。シラミの問題は、先ほど部長のご答弁にもありましたけれども、今起きた問題ではなくて過去にも大発生したことはあるのですよね。それは教育長が前線で活躍されていたときのはずですから、どういう対処をしたか、あるいはすべきだったか、今渡辺学校教育担当参事の方からご答弁がありましたようなことをされ

たと思いますが、今回全く対処なしとはどういうことなのですか。例えば、庄和町では6月の中旬にやはり何校かで何名かの子供が頭ジラミが発生したそうなので、教育委員会が各学校に通達して、各学校が保護者あてに注意の文書、予防の文書を配布したそうです。シラミには頭ジラミ、毛ジラミ、衣ジラミ、床ジラミとあるそうです。そして、これらは発疹チフスを媒介します。これらは法定伝染病に指定されていて、潜伏期間は10日から14日、頭痛、悪寒、筋肉痛、39度から41度の発熱及び嘔吐を程し、4日から7日後に皮膚にバラ疹があらわれ、呼吸器、神経症状を及ぼす。時には致死に至る熱性伝染病という重大な問題があります。一応現在においてこの発疹チフスはないとのことですがけれども、O157と同じで、今までなかったものが急に出てくる、そういう時代なのではないですかね。頭ジラミがこれだけまたふえてきたということは、チフスが出てきてもおかしくはないし、教育の最高の責任者となれば、常に最悪のケースを考えてそれらに対処でき得る方法を考える、それこそが危機管理だと私は思うのですが、私の考え違いなのでしょうか。頭ジラミは毛ジラミと違ってよく頭を洗うこと、すきぐしを使うこと、体育用具などを洗浄すること、またシラミの治療薬を投与することで対処できますし、一般に言う不潔だからなるというのが、このシラミなどの場合は、不潔だからという理由以外にも伝染性ですであり得るわけです。そうしたことの広報を一つもやらない。どういうことなのでしょう。その児童がこれをきっかけに不登校のみならずいじめに遭って自殺でもしたらどうなさるおつもりですか。現実に既に問題が起こっているのですよ。さらに言えば、シラミの持つ重大性がこれほどありながら、何ら方策を講じられない、個別の対応でいいだらうと。それはちょっと私は甘く考え過ぎなのではないかなと思うのですよ。こういうことはどうでもよいことなのでしょう。重大な病気を媒介するということはない、そうおっしゃいましたが、どなたがどういう見解でそのようなことをおっしゃったのか、ご説明していただけませんか。

それと、私が前回から言っているO-157で騒がれていたときに、校長先生たちは海外出張、はいどうぞと安易に認めて、よほど重要なことだから送り出そうということなのかと思えば、その内容は知らされていない。そして、今まで教育長のご答弁と整合性が私はどうしても見られなかったので質問したら、そういう通告は受けていないから云々と言われてしまいましたし、一体一般質問というのは何なのかなと私はちょっと考えてしまいました。質問を一つずつ挙げていきますので、一つ一つ簡潔にお答えいただきたいと思います。これは特に答弁書をごらんにならなくても、現実にあったことですから、お答えいただければ結構です。

一つ、なぜシラミ問題に有効な策を講じられなかったのか。

二つ、この傷ついた児童にどういうフォローをするか。

三つ、O-157で騒がれていたときに、校長方は海外に視察で行ったのか、観光で行ったのか。

四つ、視察であればその内容、観光であればなぜその時期に許可をしたのか。

五つ、許可という言葉が出てくる以上、当然視察でしょうけれども、なぜ報告を求めなかったのでしょうか。

六つ、広く海外を見ることは大切なことなのでしょうから、その結果、春日部の学校教育の中でどのような利点があるか。

以上、よろしくお願いします。

前田繁議長 答弁を求めます。

三枝市長。

〔三枝安茂市長登壇〕

三枝安茂市長 服務の問題については、少なくとも規程の中できちっと明記していると、こういうことでございますから、本来からいけば、これを守るとか守らないとか、それ以前の基本的な問題であると、こういうふうにも感じられましてそれが現況守られていないということになれば、それはまことに申しわけない。そして、これらについては、これからこういう服務というものを職員がきちっと守るような指導、監督をしていきたいというように考えておるところでございます。

特に、名札の問題については、服務に規定をするというそういう中では、やっぱり自分の立場というものを市民に対して明らかにすると。そして、あるいはまた職員間の連絡も円滑にしていると、そういう非常に有益な面もあるのではないかと考えてみますし、特に名札だけではなくて、名札をつけるということによって職員の自覚とか、あるいはまた倫理観にも達する、こういうところもあるのではないだろうか。そういうことの中から、服務規程というものに義務づけさせていただいているわけでございます。そういうことについて、まだまだ何人かの職員に守られていないということ、その点については、私どももまことに配慮が足りないというような感じがするわけでございますけれども、私、現況においてはそういう実態にまだ遭っていないわけでございますので、そういう職員がいたら、徹底的にこれら所属長を通じながら、そういう義務づけは守らせるようにしていきたいというように考えておるところでございます。そこまでが現実的な我々の配慮でございますけれども、もしもということは考えることもないのではないかと思いますけれども、万一そういう服務に違反する者があった場合には、これは当然それなりの措置はしていかななくてはならないというように考えておるところでございます。

前田繁議長 岩井教育長。

〔岩井清教育長登壇〕

岩井清教育長 頭ジラミにつきましては、先ほど渡辺の方で答えたのが現在の状況でございますが、シラミが発生した昭和 57 年ごろの県教委からの通知の内容は、当時は大量発生しましたので、非常に感染経路その他が不十分なので、当時の県教委の通知文の中にも水泳プールの衛生的管理の強化ということも載っておりました。それで、オーバーフロー

をして水をあふれさせておけば、浮遊する卵や成虫が流れてしまうので感染も防げるだろうということとか、先ほど言った更衣室とか何かを清潔に保持することとか、遊泳の前に頭髪をシャンプー等でよく洗えというような、そういう指導が57年当時の県教委の通知にもございました。それで、私も57年ごろはどこにいたかちょっと覚えていないのですけれども、当時の校医さんや何かに養護教諭等が聞きましたら、「いやあ、頭ジラミはこういう伝染病なんかの感染症には関係ない」というそういう所見をもらってあるのです。あれ、では、県教委の通知はこれは過剰な予防なのかなという不安を持ったこともございました。それで、事実この間病院長さんにいただいた資料を見ますと、まさに頭ジラミは感染症とは関係ない、普通の昆虫と同じようなものだという、まあシラミは昆虫の一つですから、ノミとか蚊や何かと同じようなもの、たまたま頭に生息すると、そういうとらえ方をこのもらった資料にもいただきましたので、病気を引き起こすことはあり得ませんというそういう資料をもらったのです。では、県教委で出した57年度の文書はこれは過剰な、当時とすればこういう通知を出さざるを得なかったのかなというふうに理解したわけです。それで、学校でその子に対する指導が、プールへなぜ入るのという言葉があったとすれば、その教員は57年当時のイメージで、または薬を塗って子供のシラミを駆除しますから、この親との関係で子供が薬を塗布しているということに入らない方がいいのではないかという指導をしたのかもしれませんが。これは私その辺はよく把握しておりませんから何とも言えませんが、仮にこの子供が心に傷を負ったとすれば、これは学校を特定してもらって、はっきりさせてもらって、フォローする必要があると思います。これは虫がいなくなるまで薬を塗っているのだからというような補足をしないと、子供の傷は治せないかなと思います。

それと、校長たちの夏休み中の海外旅行についてですが、これは校長たちは年休と週休2日制が公務員に施行されていますから、その土曜を休めない分をまとめ取りというのが許されているわけです。それで、これは勤務を要しない日なのです。それで、年休または勤務を要しない日ということでまとめ取りをしたもので、校長会が年度当初から計画していた海外旅行です。それをO-157が発生して、春日部にもまさに小学生の保菌者が発見されて、どの学校の給食室も衛生管理に取り組んでいたわけですが、8月のおしまいの方で新学期に対する対応もほぼ目安がついたからその辺を日程に組んだということですので、私どもは殊さらそれを、積み立てをして予約しているものを、それまで足をとめるほどの事態ではないというふうに解釈してこれを認めたわけです。それで、校長等の管理職を初め教員が海外へ出るときは、服務監督者である教育委員会に承認なり許可、または届けを出すことになっております。それで、特に校長が1週間以上勤務場所を離れて旅行する場合は教育委員会に届けを出すわけです。これがいわゆる許可制です。それで、校長たちはただの旅行ではなく、日本人学校、在外教育施設である台湾の日本人学校を視察をして、埼玉県から校長と教務主任が派遣されている学校ですので、日本人学校へ訪問する。また、あわせて台湾の故宮博物館を見学してきたという、そういうことでございます。それで、

その結果について、特に報告を求めているのかということですが、年休または勤務を要しない日に旅行したわけですから、それで自分たちの費用で旅行したわけですから、私どもの方でもその結果を報告させる権限もありませんので、求めてありません。

以上です。

前田繁議長 7番、小久保博史議員。

〔7番小久保博史議員登壇〕

7番小久保博史議員 服務の方の問題ですが、私は何も長々と演説をしると言っているわけではないので、当たり前のことを徹底させてくださいと言っているだけです。何度も訓示はしている、上司だって無能なわけではないというのであれば、何を話すかよりどう話すかを重視すべきではありませんか。「人と話をするのであれば話の準備をすべきである」とは、リチャード・ニクソン大統領の有名な言葉です。簡単な話、目標と目的を明確に区別してそれを実用できればいいわけです。優秀な上司の方々でしょうからあえて私が言うのも僭越ですけども、目標とは何をやるかであり、目的とはなぜそれをやるか、つまり何となぜの違いだと私は考えています。やれと言われるからやりなさいでは、目的がすっぱり抜けてしまっているし、能力のある部下ほどやる気もなくしてしまうのではないですか。それは全般にわたって出てしまう、カラーとなるから、私は言うわけです。「たかが」ととるか、「まずは」ととるかは、その人自身ですので、私としてもこれ以上強く言えないのですけれども、ここはだめだけれども、ほかはいいなどということは、何事においてもないということ、これくらいというのがすべてを包んでしまうということは、お忘れなきように願いたいと思います。全体をすぐに直すことは不可能でも、小さなことは直すことができるのです。その積み重ねを繰り返した結果、気づけば全体が変わっていたということなわけです。当然その逆もしかり。そして、悲しいことに今その逆であるからこそ、どうなのですかとお伺いしていたのですが。

教育の方の問題ですが、木を見て森を想像なさるのはよいことと思いますけれども、聞く耳を持たない人間には見えるものも見えないと言います。さらに言えば、その人にとってはすべてであっても、立場によって、位置によって、見えるもの、必要なことというのは同じではないと私は考えています。自分を基準に考えることは確かに必要かもしれませんが、時にはそのエゴが本質や全体を見えなくしているのではないのでしょうか。それは教育長自身も、私からの質問、校長からの話、保護者の訴え、そして、教育長自身の目で見られた現実との何と差のあることが、ということからもよくおわかりかと思えます。さて、この中に、でも、大切に最も重視しなければならないことが抜けています。何だと思えますか。主役の子供たちの声だと私は思います。いかにすばらしい先生だと言われていても、それは児童にとってでなくてはならないのです。先ほど渡辺担当参事の方から魅力ある学校づくりとおっしゃっていましたが、まさに私はこういう点にあるのではないかと、ほかの議員さんの質問にもありました教職員の資質の向上というのは、まさにこういうことを言っているのではないかな、私はそう思います。子供たちの声を聞く手段が今まではどうい

うのがありましたか。特になかったと思うのですよ。担当の先生方がお話しをしていたそのレベルだったのではないですか。そこで、提案を一つ私したいのですけれども、教師の通信簿、星野議員がよく市役所の方で部下が上司を査定するというようなことをおっしゃっていましたが、形としては似ていると思うのですけれども、当然名前なんかは書かないで、できればマークシートなんかがいいのではないですか。ランキングとして発表したらどうでしょう。こういう話を出すと、数値で出すのは云々とか人権とか、そんな話が出てくるのではないかと思います、お考えかと思いますが、この質問に答えていただきたいのですが、

- 一つ、生徒には成績評やテスト結果発表があるのに、なぜ教師にあってはならないのか。
- 二つ、児童の率直な声を、では、どうやって聞けるか。児童は先生を選べないのですよ
- 三つ、教師の問題が殊さら言われていて、その向上を図るほかにより手段があるか。あれば教えていただきたい。

人気のある教師がわかればその秘訣が学べるのではないのかなと、私はそういうふうに思っています。

ほかに出てきそうな反対理由に、一つ、教師がこびなくてはならなくなる場合、もしそういうお話があった場合、児童はそんなにばかではない、私はそう思っています。教師が厳しかろうと、本当に生徒を思っていれば正当に評価されるのではないのでしょうか。いたずら生徒がいいかげんにやったらという話が出てきた場合、私は全部が全部そうとは限らないし、本当に人気のある先生というのはそれすらもはねのけるものがあるのではないかと、私はそういうふうに思っているのです。何よりもこれを行うことによって得られるものは私は大変大きいのではないかな、そう思います。

例えば、

- 一つ、教師自身も真剣に生徒とは接するようになる。
- 二つ、本当によい教師がわかる。
- 三つ、その人を手本にほかの教師の質も向上する。
- 四つ、問題教師がわかってくる等々。

どうでしょう。何事もやってみないとわからないと思うのです。事の進みが遅いというのは、思い込みであったり、想像力のなさがあるからではないでしょうか。想像力が働かされなければ、進もうという気がなければ、見たものがそれ以上の意味を持たないということも往々にしてあると思うのですが、いかがでしょう。

先ほど教育長の方から病院長の方からシラミの資料をいただいてというお話でしたけれども、そして私が先ほどある学校で担任の先生がというお話をしましたが、シラミの実態とかそういうものをきちんと広報しないからいろんな問題が起こるのではないですか。その担当の教師は昭和57年のときの県教委の指導というようなお話をされていましたが、それは学校の中でのコミュニケーションが図れていないというのを如実にあらわしているものだと思うのですけれども。

まとめませんが、以上で質問を終わらせていただきます。

前田繁議長 岩井教育長。

〔岩井清教育長登壇〕

岩井清教育長 教師には教育の自由がありまして、創意工夫によって教育活動を展開する自由がないと、教員の創造性、創造豊かな教育活動ができませんので、教員には可能な範囲で自由に自分の考えを子供たちに指導できるような条件を認めております。ただし、当然公の教育ですから、大学等の教官とは違いますので、義務教育の場合は児童生徒への影響も大きいわけですので、相当な制約は当然つくものでございます。先ほどの教員の通信簿等についてでございますが、これは勤務評定がございまして、所属長である校長が一時的に評定をし、それに対して教育委員会でさらにそれに目を通して勤務評定が実施されております。こういうことについて、教員は余り意識しないで自分の教育を自由に組み組むことが望ましい姿だというふうに思います。児童生徒の方から逆に評定が必要ではないかというご提言でございますが、これは個々の教員が自分の仕事に対する反省として、時には児童生徒から自分のことについての意見を聞くこともございます。こういう形で、教師は自分の仕事に対して絶えず反省を繰り返しながら、自分の研修を資質を高めるように、自分で自分を高めるといことが教師に大きく求められているところでございます。その自分を高めようとする意欲がなくなったら、教員としては成長しなくなってしまいます。そういう場合は、当然上司である校長、教頭、また同僚がお互いに指導し合う、職場での指導が第一次的に必要でございます。さらに、計画的に教育委員会、また県の教育委員会等で年齢に応じた経験年数に応じた研修等もございます。そういうことで、教員に対する、絶えず研修に努めなければならないというふうに法でも規定されておりますので、教員は研究に当たっていると思います。ちょっと整理できませんが、またご質問ください。

前田繁議長 三枝市長。

〔三枝安茂市長登壇〕

三枝安茂市長 服務規程を初め市の決まりについては守らせていく、いや、守っていくと、そういう努力をしていきたいというふうに思います。